

## コメンテーターの立場から

芝 健 介

戦後中国の日本人戦犯裁判をテーマとしたバラク・クシュナー先生の研究講演（以下、クシュナー報告と略記）は、休戦と実質的講和のはざまの微妙な時期の、特に「大東亜共栄圏」周辺の広範囲にわたる戦犯追及の動きに注目しつつ、戦後中国の日本人戦犯裁判政策に照準を合わせ、崔徳孝先生の研究講演（以下、崔報告と略記）も、独立から朝鮮戦争勃発直前までの、特に米軍政下の南朝鮮における「親日派」処罰問題に的を絞った、貴重な報告であった。いずれも不安定な内外環境における流動的過渡的事態下での戦犯裁判をめぐる問題の具体的推移を綿密丹念に分析したもので、わけても従来の日本本土中心主義的な戦後処理問題史の取り扱い方そのものに一石を投じたという点において新鮮な対象と視角を共有するものであったといえよう。クシュナー報告が冒頭、ジョン・ダワーの『敗北を抱きしめて』とティモシー・スナイダーの『ブラッドランド』を対比的に言及したのも、何より「周辺」に目を配って全体を俯瞰することの大切さを訴える効果的な象徴的引照といえるものだった。

クシュナー報告は、「極東地域」の戦犯裁判に関するこれまでの研究が、極東国際軍事裁判（＝「東京裁判」）に集中してきたこと、しかも東京裁判に中国が関わっていたにも拘らず、中国から派遣された検察官や裁判官の名さえいまだに十分周知のものではないという、アジア人の裁判関与に関心のない一種の欧米ないし西洋偏重が見逃せないことさえ示唆しており、報告を聴いて虚を衝かれる思いをした出席者も少なくなかったのではなかろうか。

第二次世界大戦における枢軸国の戦争犯罪の処罰をめぐるのは、1945年8月8日の英米仏ソ4大国によるロンドン協定締結・国際軍事裁判所憲章成立、またそれらをふまえた同年11月20日からのニュルンベルク国際軍事裁判の開始にいたるまでの過程で、ナチ・ドイツの指導者たちの処遇に関して、当初英米ソの「ビッグ・スリー」の間では、ナチ・エリートをもとめて一挙に銃殺処断する即決方式のほうが、何より長期の複雑な問題処理を回避できるという意味で、裁判方式よりも圧倒的な優先オプションであった点は、筆者も最近の著書『ニュルンベルク裁判』（岩波書店 2015年）において再確認している。クシュナー報告は、

中国が「大日本帝国」の敗戦後、長期内戦を経験する中でおこなった、中国国民党による1946～1949年の戦犯裁判と中国共産党による1956年の戦犯裁判とを、相互に断絶していたものとは解釈せず、むしろ1946年から1956年まで10年間続いた一つながりの戦犯裁判の困難な過程とし、法制度が全く整っていなかった白紙の状態から国際的支援も殆ど受けることなく、日本人戦犯を裁くための制度を自力で作成し、しかも裁き自体は寛大なものであった事実にあらためて注意を喚起している。1943年末の米国勢調査では米国民の33%が日本国を消滅させることに賛成し、13%は全ての日本人が殺されて然るべきと回答したという。他方、国際法に基づき日本人指導者を裁くべしとした見解は4%にすぎなかった。米はじめ他の連合国の対日（政策）観と「中国の敵は中国人民ではなく日本軍である以上、日本の過去の過ちに拘泥しない」とした蒋介石の考え方との懸隔に着目・強調するクシュナー報告のこの部分は特筆すべき点であろう。

アジア・太平洋戦争において中国が日本の最も長期にわたって軍事侵略を受け、最も惨虐な軍事占領下、他地域とはまったくスケールの違う歴大な犠牲と甚大な被害を被らざるをえなかったことに思いを致すならば、こうした「度量大きい」戦後処理自体まさに驚嘆すべき事柄であり、われわれ日本人のいずれの世代もけっして忘却するようなことがあってはならないはずのもので、国民のPublic Historyとして今後も記憶しておくべき「メモリー・ポリティックス」展開を期さねばならないとさえ暗にクシュナー報告は示していたように思われる。

世界政治が急激に変遷し冷戦時代に突入していく国際環境のコンテキストにも周到に意を注ぐクシュナー報告は、こうした動向が中国に限らず、東アジア域内において戦後成立した全ての政府に大なり小なり普遍的な「人類愛と正義」の追求の形で見られ、国際社会において受け入れられる水準の法的手続きを通じて戦犯裁判を実施することで、新たに創設され未だ脆弱な国々は、自国が戦後の国際秩序に加えられる資格、正当性があることを証明すべく、日本人戦犯に対する裁判のプロセスを利用したという側面的確に把握している。かくして、東アジア全域で、国際法という新たな法的手段を用いて国内で軍事裁判を実施し日本人戦犯に対する正義を追求しつつ、戦争が終わったというのみならず、新しい政治状況が現出、一つの時代が終わったことを示す動向が顕著になったのだとクシュナー報告では意味づけられ、他方、日本軍が侵攻する以前、欧米の国を宗主国としていた国々ではフィリピンを例外として、終戦後かつての宗主国当局が再び舞い戻って戦犯裁判を遂行したことに注意が促され、それらが国際法を用いながらも旧宗主国による統治復権の試みの一環だったという側面も看過されていない。戦犯裁判を手掛かりにきわめて首肯できるひとつの新時代像が提示されているのである。もっとも、今回の主題ではないけれども、そうした現実的可能性がその後受

け継がれることなく忘却され現在を迎えている歴史過程とその背景まで少しでも具体的に触れられれば、より説得性が増したと思われる。

欧米連合国が東京裁判で日本の植民地主義、植民地住民に対する犯罪を殆ど不問に付したとしかいえず、またかつての植民地住民の声に十分耳を傾けなかったことの問題性に対する認識は、近年戦犯裁判研究者の間でもとみに深まってきているが、崔報告は、これまで分析が欠落していたといわざるをえない、東京裁判の時期とその前後における朝鮮人の主張とその分化した議論の多様な実相にまさに光を当て、研究の重大な空白部分を意欲的に埋めようとするところみであった。朝鮮人の中では「解放」直後から、「戦争犯罪人」「親日派」の処罰をめぐる動きが活発化する。朝鮮半島の政治家や知識人や在日の人びとの間では「植民地責任」論のコンテキストにおいて日本人・対日朝鮮人協力者の「戦争犯罪」をまさにどう定義するかをめぐる民族独自の運動・言説を展開したのである。崔報告は、「戦勝国による一方的裁判か」それとも「文明による裁きか」という二者択一の選択を迫るような解釈レベルを超えた地平で東京裁判の限界性を、当時植民地支配から解放されながら東京裁判から疎外された人びとが最も鋭く認識していた状況を明らかにするものであった。

報告では、占領米軍によって南朝鮮に作られた新しい秩序が、朝鮮人民大多数によって解放時待望されていたものとは似て非なるものであり、占領完了前に各地で旧植民地行政機関にとってかわって「下から」自発的に構成された人民委員会の正当性を否定、むしろ旧植民地機構を復活させた点も明示された。進行時期に注意すれば、この点などは日本の戦後改革をめぐる「揺り戻し」を先取りする重大なひとつの歴史的プロセスだったという価値づけが可能である。

しかし「附日協力者」(＝「親日派」)を裁きにかける「処罰法」制定問題自体は、朝鮮における新しい国民国家形成をめぐる権力闘争の不可欠な構成要素として重大な争点であり続け、そう簡単に決着しなかったことも、崔報告全体から教えられるところである。「附日協力者」の範囲をどの程度限定するかについて、「行政部門のあらゆる公官吏」「日本人と結婚した者」「生活用語を日本化した者」にまでむしろ拡大し、さらに「附日協力者」「民族反逆者」「奸商輩」の範疇(カテゴリー)に加えて「1931年9月18日の満州事変開始から1945年8月15日解放までの戦争期間に、上記3範疇該当者で、自己の利益のために同胞に悪影響を及ぼした悪質行為をした者」「日本軍に志願した者」「連合軍捕虜を虐待した者」等の「戦犯」規定をわざわざ分離創出した法案が、過渡立法議院の内外からの激しい批判・非難にさらされ、さまざまな修正を加えた上でようやく通過しながら、占領米軍に結局実施を拒否されるという過程を跡づけた点が本日の崔報告のハイライト部分ではないかと思われる。

特に、突然追加カテゴライズされ最終的に法案から削除された「戦犯」規定に着目し、これをきわめて重視しているところに崔報告の真骨頂を垣間見れる思いがする。「戦犯」カテゴリ追加がなぜ行われたのかについて、今回の報告から理由の詳細を窺い知ることはできなかったが、報告のベースになった御論考“Defining Colonial ‘War Crimes’: Korean Debates on Collaboration, War Reparations, and the International Military Tribunal for the Far East,” Kersten von Lingen (ed.), Conference Report: “Rethinking Justice? Decolonization, Cold War, and Asian War Crimes Trials after 1945”, Heidelberg (organizer: Dr. Kerstin von Lingen), October 26-29, 2014 では、委員会が提案した戦争犯罪の定義が、ニュルンベルク裁判及び東京裁判の「平和に対する罪」や「人道に対する罪」のみならず「通例の戦争犯罪」をも超出した極端なものであったのは明白であるとした上で、委員会の法案推進メンバーが「附日協力者」たちを裁きにかけるためには、あえてそうした戦犯規定追加策に踏み込むことによって、米/連合国の戦犯裁判政治を導入し、米軍に占領された南朝鮮の政治的景観が、かつての対日協力行政官や旧植民地警察によって圧倒的に支配されている状況を打開する必要があるという重要な脈絡が類推されているのである。ひとえに戦犯規定化は、「附日協力者」「民族反逆者」という旧植民地の内部問題（=新国家形成途次の「国内」問題）を「国際化」することにかかっていたことになろう。望蜀の感を述べれば、この英語論考においても多様な史料の裏付けが欲しいところであるが、以上の推定が一つの有力な説得力をもっていることにはかわりはない。「日本では既に民主主義の実践により戦犯追放令を法制化し、軍国主義的要素の肅清を断行している今現在、同じ米軍進駐地である南朝鮮では追放どころかむしろ戦争を幫助した者たちが跳梁し、民族分裂の永久化や官権の乱用、経済破綻をひきおこしているから、マッカーサー司令官はすべからず朝鮮においても戦犯追放令を実施すべきである」という、結びにかわる民主主義民族戦線談話引用も秀逸である。崔報告には、日本にとっての「植民地責任」を再考するためにカイロ宣言がもつ重要な意味合いもあらためて想起させるものがあった。

ヨーロッパ現代史の側からは、ニュルンベルク裁判と並行して、ナチ・ドイツに占領された地域で戦後おこなわれた各国戦犯裁判における、独人戦犯容疑者と対独協力者の裁き・量刑のバランスという観点から、戦後処理問題におけるひとつの大きな論点を構成しているといえよう。先に掲げさせていただいた拙著『ニュルンベルク裁判』では、「対独協力者の裁きのほうが早く開始された。それは対ドイツ人措置と比べ（司）法的障害がより少なく処罰しやすかった点も関わっていた。一方ドイツ人戦犯に対する裁判・処罰がより遅滞したのは、その合法性いかに関する関心・懸念に制約され、引き延ばされることになった点も大きな

ったが、わけても国際軍事裁判（いわゆる「ニュルンベルク裁判」）の審判をまってから判決を出そうという構えが各国にあったことも否定できない。ドイツ人戦犯のほうが対独協力者に比べ、タイムラグを利点とし、新たな状況展開によっても利益を得た」との指摘をしており、報告者両氏にも比較戦犯裁判論的見地から伺ってみたのだが、どこまで東アジアの戦犯問題史にも当てはまるような適切な問いかけであったかと反省している。

以上、当日の会場では非専門の分際で敢えて勝手な所感を言い募るコメントに終始し、今回補足のほうがむしろ多いとさえ言わざるをえない新追加コメントを書き連ねた点についても、研究講演者両先生と御聴講くださった皆様に御寛恕を願う次第である。

（しば けんすけ 東京女子大学特任教授）